

石巻市職員による官製談合防止法違反等事件
再発防止対策

令和6年12月

石巻市

再発防止に向けて

本市では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、市民の皆様、そして多くの自治体の皆様の支援により、一丸となって進めてまいりました。

それにもかかわらず、令和6年4月、建設部下水道建設課に所属する職員2名が市発注工事の入札に関する秘密情報を特定の業者へ提供したことにより、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）に違反した容疑及び公契約関係競売入札妨害の罪で宮城県警察に逮捕され、その後起訴、同年10月に有罪判決を受けるという事件が発生しました。

この事件は、市政に対する市民の皆様の信用と信頼を著しく損なうとともに全国各地の支援をいただいた自治体の皆様の期待を裏切る結果となりました。また、本市入札契約制度についても疑念を持たれる結果となりました。

市長として、改めて市民の皆様をはじめ、復旧・復興事業にご協力をいただいた多くの関係者の皆様に心よりお詫びを申し上げます。

このような事態を重く受け止め、これまで、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会を設置し、本事件発生に至った原因や職場の実態等の検証を行うとともに、この検証結果に基づく課題を整理し、効果的な再発防止策の検討を進めてまいりました。

この度、その検討結果として石巻市官製談合再発防止対策検討委員会から、石巻市職員による官製談合防止法違反等事件の再発防止対策報告書が提出されました。

この報告書において、取組むべき再発防止策として、（1）職員のコンプライアンス意識、（2）公益通報制度、（3）入札・契約制度の適正化・透明化、（4）職場環境の改善の4項目が示されました。

今後、この再発防止に向けた取組を確実に進めることで、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、また起こさないよう、一日も早い市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和6年12月

石巻市長 齋藤 正美

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 事件の概要 | 1 |
| 2 | 事件発覚後の経過 | 2 |
| 3 | 官製談合再発防止対策検討委員会の組織及び開催状況 | 3 |
| 4 | 外部有識者による意見聴取 | 4 |
| 5 | 情報漏洩に至った経緯・動機 | 5 |
| 6 | 事務執行・入札制度に関する実態調査 | 6 |
| 7 | 職員アンケート調査結果 概要 | 6 |
| 8 | 再発防止に向けた課題の抽出 | 8 |
| 9 | 再発防止対策の取り組み | 9 |
| | (1) 職員のコンプライアンス意識 | |
| | (2) 公益通報制度 | |
| | (3) 入札・契約制度の適正化・透明化 | |
| | (4) 職場環境の改善 | |
| 10 | 外部有識者意見聴取結果 | 12 |
| 11 | 再発防止対策の確実な実行と効果検証 | 12 |
| 12 | 資 料 | 13 |

1 事件の概要

(1) 事件の概要

令和6年4月10日、本市下水道建設課職員2名と遠藤興業株式会社執行役員1名が下水道工事の入札を巡り、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」）違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕、起訴されたものです。

本市が令和5年2月15日に執行した「西流下1号 石巻中央雨水準幹線築造工事」の制限付き一般競争入札において、建設部下水道建設課技術課長補佐が、遠藤興業に工事を任せれば施工や調整が円滑に進み、スムーズな施工調整をすることで、課や自身の負担も軽減すると考え、係長に相談したうえで、遠藤興業専務執行役員に入札に参加してほしいと伝え、遠藤興業専務執行役員も社内協議のうえに入札に参加することを技術課長補佐に伝え、同年2月1日に遠藤興業現場事務所にて最低制限価格を算出する根拠となる直接工事費等が記載された実施設計書を遠藤興業専務執行役員に手渡し、最低制限価格4,345万5,004円に近接した額4,370万円で同工事を落札させたものです。

(2) 事件の対象となった入札案件

工 事 名：西流下1号 石巻中央雨水準幹線築造工事
工事担当課：建設部 下水道建設課
開 札 日：令和5年2月15日
契 約 者：遠藤興業株式会社
入 札 方 法：制限付き一般競争入札（郵便入札対象工事）
予 定 価 格：48,388,000円
最低制限価格：43,455,004円
落 札 価 格：43,700,000円

2 事件発覚後の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 令和6年4月10日 | 宮城県警察が、建設部下水道建設課職員2名を官製談合防止法違反などの疑い、遠藤興業専務執行役員を公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕 |
| | 宮城県警察が石巻市役所を家宅捜索・資料押収 |
| 令和6年4月11日 | 市長、緊急記者会見（両副市長、総務部長同席） |
| | 市長訓示（幹部職員） |
| | 市ホームページに市長コメント発表 |
| | 「石巻市官製談合再発防止対策検討委員会」の設置検討 |
| 令和6年4月18日 | 遠藤興業の指名停止に関する入札審査委員会を開催（指名停止期間：24か月） |
| 令和6年4月22日 | 「石巻市官製談合再発防止対策検討委員会」を設置 |
| 令和6年4月25日 | 当市法制企画官による入札談合防止に向けた研修会の開催 |
| 令和6年5月1日 | 官製談合防止法等違反容疑で下水道建設課職員2名が仙台地方裁判所へ起訴される 公契約関係競売入札妨害容疑で遠藤興業専務執行役員が仙台地方裁判所へ起訴される |
| 令和6年7月5日～ 7月26日 | 職員用アンケート調査実施 入札・契約事務に関する実態検証実施 |
| 令和6年9月5日 | 仙台地方裁判所にて初公判 |
| 令和6年9月24日 | 下水道建設課職員2名、仙台地方裁判所にて第2回公判 |
| 令和6年9月25日 | 下水道建設課職員2名の弁護人を通じ、書面にて事件の動機や経緯についての聞き取り調査を実施 |
| 令和6年10月1日 | 遠藤興業専務執行役員、仙台地方裁判所にて第2回公判 |
| 令和6年10月10日 | 下水道建設課職員2名に対する判決 技術課長補佐：懲役1年6箇月、執行猶予3年 係長：懲役1年、執行猶予3年 |
| 令和6年10月21日 | 下水道建設課職員2名に対し、懲戒免職処分 |
| 令和6年10月22日 | 市長訓示（幹部職員） |
| 令和6年10月25日 | 遠藤興業専務執行役員、仙台地方裁判所にて第3回公判 |
| 令和6年11月11日 | 遠藤興業専務執行役員に対する判決 懲役1年、執行猶予3年 |

3 官製談合再発防止対策検討委員会の組織及び開催状況

(1) 組織（資料1参照）

| 官製談合再発防止対策検討委員会 | |
|-----------------|--|
| 委員長 | 総務部長 |
| 副委員長 | 復興企画部長 |
| 委員 | 市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長、工事検査課長 |
| 事務局 | 総務部管財課 |

| 官製談合再発防止対策検討委員会幹事会 | |
|--------------------|--|
| 幹事長 | 総務部次長 |
| 副幹事長 | 復興企画部次長、建設部理事兼次長、建設部次長 |
| 幹事 | 総務課長、総務課法制企画官、人事課長、財政課長、管財課長、復興推進課長、水産課長、農林課長、都市計画課長、道路課長、建築課長、下水道管理課長、下水道建設課長、病院管理課長、学校管理課長 |
| 事務局 | 総務部管財課 |

(2) 開催状況

1) 官製談合再発防止対策検討委員会

| |
|--|
| <p>第1回：令和6年4月30日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の設置について ・これまでの対応等について ・今後の検証及び検討事項について ・アンケートの実施について |
| <p>第2回：令和6年6月18日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケート調査の実施について ・本件の事務に関する検証について ・契約事務に関する事務の検証について |
| <p>第3回：令和6年10月2日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケート調査の実施結果について ・本件の事務に関する検証結果について ・契約事務に関する事務の検証結果について |
| <p>第4回：令和6年11月15日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事件の情報漏洩に至った経緯・動機について ・再発防止に向けた課題及び再発防止策について ・再発防止対策報告書（案）について |

2) 官製談合再発防止対策検討委員会幹事会

| |
|---|
| 第1回：令和6年4月30日（火） <ul style="list-style-type: none">・検討委員会の設置について・これまでの対応等について・今後の検証及び検討事項について・アンケートの実施について |
| 第2回：令和6年5月20日（月） <ul style="list-style-type: none">・今後の検証及び検討事項について・アンケートの実施について |
| 第3回：令和6年6月11日（火） <ul style="list-style-type: none">・職員アンケート調査の実施について・本件の事務に関する検証について・契約事務に関する事務の検証について |
| 第4回：令和6年9月30日（月） <ul style="list-style-type: none">・職員アンケート調査の実施結果について・本件の事務に関する検証結果について・契約事務に関する事務の検証結果について |
| 第5回：令和6年11月5日（火） <ul style="list-style-type: none">・本事件の情報漏洩に至った経緯・動機について・再発防止に向けた課題及び再発防止策について |
| 第6回：令和6年11月11日（月） <ul style="list-style-type: none">・再発防止対策報告書（案）について |

4 外部有識者による意見聴取

| |
|---|
| 意見聴取日：令和6年11月15日（金） <p>今回の事件を受け、情報漏洩に至った経緯・動機、実態調査、当事者からの聞き取り結果等から検討した再発防止対策について、意見聴取した。</p> |
| 外部有識者 <ul style="list-style-type: none">・大学教授・弁護士・行政機関 |

5 情報漏洩に至った経緯・動機

これまでに公判などで確認できた事実関係及び、逮捕された職員への聞き取り調査により把握した情報漏洩に至った経緯・動機は以下のとおりです。

(1) 下水道建設課 技術課長補佐

- ① 平成 30 年の下水道建設課への配属前から、市発注工事において遠藤興業は事前準備などをよくしてくれることから、優良な企業と認識していた。
- ② 平成 30 年の下水道建設課へ配属時に、「進捗が思わしくない雨水事業を軌道に乗せ早期の完成を図ってほしい」と上司からの指示だけでなく同僚からも言われた。また、毎年発生する大雨や令和元年の台風 19 号被害も重なって、市内の雨水・冠水被害を早期に解消しなければならないプレッシャーや焦りがあった。
- ③ 令和 4 年度、下水道工事の発注に際し、元々付近のポンプ場建設工事を請け負っていた J V に遠藤興業が入っており、各所の工事と並行して早期に終わらせる必要があるため、係長と相談して工事を円滑に進めるため遠藤興業に受注させる方針とし、遠藤興業においても受注する意思があったことから、現場事務所で設計図書を渡し、価格を漏洩した。
- ④ 情報漏洩は逮捕の原因となった工事を含めて、令和 2 年度以降、3 年間で 5 件（全て遠藤興業）行った。
- ⑤ 工事に関する設計金額等の情報漏洩が違法であると認識していたが、当初は躊躇や後ろめたさがあったが、回数を重ねる度にだんだんと薄れていった。
- ⑥ 遠藤興業から見返りとしての金銭等の授受は無かった。
- ⑦ 現在の入札・契約制度について見直しすべき点があるかについては、特にないとの意見であった。

(2) 下水道建設課 係長

- ① 令和 2 年から下水道建設課に配属となり、再び技術課長補佐と上司部下の関係となった。
- ② 下水道工事が想定通り進まず、休日・昼夜問わず、上司からの連絡対応や、大規模な予算管理、執行に関して苦痛とプレッシャーがあった。
- ③ 技術課長補佐から情報漏洩を持ち掛けられた際に、一時的に懸念を示したが、技術課長補佐とは以前の部署でも昼夜問わず仕事をしており、良き戦友という意識があったため、無下には断れなかった。
- ④ 技術課長補佐から本件の相談を受け、施工調整等を含めしっかりやってくれる遠藤興業にお願いすれば、スムーズな冠水対策工事につながると考えた。
- ⑤ 情報漏洩について、さらに上司に相談することは考えたが、当事者が話さ

なければ、バレないと思っていた。

⑥ 遠藤興業から見返りとしての金銭等の授受は無かった。

⑦ 現在の入札・契約制度について見直しすべき点があるかについては、特にないとの意見であった。

なお、事務執行において課内での情報共有を密にすることや、設計書等の保管のあり方について検討が必要との意見があった。

6 事務執行・入札制度に関する実態調査

本件に関する事務の実態調査、契約・入札制度の現状確認により検証を行うため、以下の調査、照会を行いました。

(1) 本件の事務に関する検証（資料2 参照）

今回の官製談合事件について、対象となった下水道工事の設計から入札までの事務の流れや、事件発生に関する動機、機会などを工事発注課である下水道建設課長に調査・検証を依頼し、事実関係の確認を行いました。

その結果、事務の流れは手続等に則り適正に実施されていたものの、漏洩に至る動機、機会などの検証では、職員の業務に対する不安や重圧を払しょくさせるためのコミュニケーションの構築のほか、コンプライアンスに関する研修や職場内の情報共有が必要との回答がありました。

さらに、利害関係者と接する場合の業務行動の把握、文書を編綴する際に保存年限のほか、情報管理ランクの記載を行うなどのセキュリティに対する意識化の対応が必要との回答がありました。

(2) 入札・契約事務に関する事務の検証（資料3 参照）

現在の入札・契約事務に関する事務処理上の課題や今回の事件に関する事務の流れを明確にするために、現行の契約事務フローチャートを基に、不正が行われる可能性が高い箇所や事務の流れに瑕疵があったのかを検証するため、市民生活部（1課）、各総合支所地域振興課（6課）、産業部（2課）、建設部（5課）を対象に調査・検証を行いました。

その結果、各課から入札・契約に関する事務の流れは、特に問題となる箇所は見つからないとの回答でした。

7 職員アンケート調査結果 概要（資料4 参照）

職員を対象に、職員のコンプライアンス意識や職場環境、業者からの不当な要求や働きかけなどの実態を把握し、再発防止策の策定や職員の意識向上に活か

すため実施しました。

(1) アンケート調査実施内容

- ①対象者：一般職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員
(保育士、幼稚園教諭、学校関係・医療関係の職員、出向職員、産休、育休、休職中の職員を除く)
- ②手法：無記名(匿名)調査(職員の任用形態、年齢層を記入)
- ③調査対象：令和6年7月を基準に概ね5年以内の状況や事例
- ④調査期間：令和6年7月5日から令和6年7月26日
- ⑤回答数等：575名(回答率46.1%) なお、自由記載欄に意見、感想、提案などがありました。

(2) アンケート調査結果の概要

- ① 「問1 あなたは、日々の業務を執行するにあたって「コンプライアンス」を意識できていると思いますか」に対して、23名(約4%)が「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答している。
- ② 「問6 あなたの職場では、ダブルチェックの実施や業務チェックリスト、マニュアルを活用するなど、ミスを防止する仕組みが整っていると思いますか」に対して、160名(約29%)が「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答している。
- ③ 「問11 あなたは、官製談合防止に関する法令や入札情報漏洩防止に関する研修を受けたことがありますか」に対して、417名(約76%)が「いいえ」と回答している。
- ④ 「問13 あなたは、業者から入札情報(予定価格、最低制限価格等)に関しての問い合わせを受けたことがありますか」に対して、46名(約8%)が「はい」と回答している。
- ⑤ 「問14 あなたは、業者へ入札情報(予定価格、最低制限価格等)や推測できる情報を伝えたことがありますか」に対して、4名(約0.7%)が「はい」と回答している。
- ⑥ 「問15 あなたは、他の職員が業者へ入札情報(予定価格、最低制限価格等)や推測できる情報を伝えているのを見聞きしたことがありますか」に対して、11名(約2%)が「はい」と回答している。
- ⑦ 「問16 あなたは、石巻市が定めた入札・契約情報管理マニュアルの各情報に関するランクを知っていますか」に対して、421名(約78%)が「いいえ」と回答している。
- ⑧ 「問18 あなたは、業者との打合せを1人で行うことはありますか」に対して、169名(約31%)が「はい」と回答している。
- ⑨ 「問19 あなたは、業務で関わった業者と個人の携帯電話により連絡を取ることはありますか」に対して、91名(約17%)が「はい」と回答して

いる。

- ⑩ 「問 20 あなたは、職員の不祥事が発生する一番の要因は何だと思えますか」に対して、288名（45%）が「個人のモラルの欠如」と回答している。

8 再発防止に向けた課題の抽出

これまでに把握した情報等を踏まえ、再発防止対策検討委員会として、再発防止に向けた対策を検討するうえで、課題を以下のとおり抽出しました。

（1）公判及び当事者職員への聞き取りにより判明した課題

- ① 事件の背景として、逮捕された職員のコンプライアンス意識の低さとともに職場内で違法行為を未然に防止する体制が確立していなかったため、全職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させる仕組みづくりとともに、組織としての取組みを継続的・定期的に行うことが必要である。
- ② 逮捕された職員は、いずれも入札の不調防止やスムーズな施工管理、調整のために価格の漏洩を行っていた。それが違法行為の免罪符とはならないことから、公共工事に関連する違法行為と罪を犯した場合の代償を職員に周知する取組みが必要である。
- ③ 逮捕された職員は、上司と部下の関係であり、部下へ情報漏洩を相談のうえ罪を犯した。他の職員へ相談・報告を行っていなかったことから、常に組織的な対応（上司や同僚への相談など）や内部通報制度の活用ができる体制づくりが必要である。
- ④ 逮捕された職員は、いずれも入札の不調による工事の遅れや期限内の予算執行を気にしていたもの。入札制度の検討と合わせて入札不調対策を講じる必要がある。
- ⑤ 当事者への聞き取りから、課内における情報共有や設計書等の保管のあり方について検討が必要との意見があったことから、管理職が率先して風通しの良い職場づくりを行うほか、設計書等の保管に係るマニュアル作成などの対策を講じる必要がある。

（2）職員アンケート調査結果及び事務執行調査により判明した課題

- ① 業者に対し、入札情報を教えたことがある職員や教えたことを見聞きしたことがある職員がいた。体制・制度を強化しても、情報を知り得るものがモラルを欠如していれば、今回のような事件は発生してしまうため、職員一人ひとりのモラル向上が必要なことから、コンプライアンス研修（モラル研修）を継続的に実施し定期的なフォローを含め体制を整備する必要がある。
- ② 事務処理マニュアルや業務手順書を入庁後に見たことが無い、業務フローが明確になっていないため、チェック体制が確立できないなどの意見が

あった。総務部長から全部署に対し、作成するよう周知してきたものの、作成されたマニュアル等が一部職員にとどまっていたケースもあったため、改めて作成の徹底と部署職員への周知を図る必要がある。

- ③ 入札・契約制度事務については、ある種、複雑なところがあり理解できていない職員が多くいることから、研修の実施や、随意契約を含む入札の種類ごとのフローチャート、Q&A を作成し、周知する必要がある。
- ④ 入札情報を教えたことを見聞きしたことがある職員がいたが、内部通報を行っていなかった。「現制度では通報した個人が知られてしまう」「信頼できる先輩職員だったため」などの理由があげられており、制度の周知と合わせて、匿名での通報を可能にするなど制度の改正が必要である。

以上、(1)、(2) に掲げた課題を踏まえ、次のとおり再発防止に向けた対策を実施します。

9 再発防止対策の取り組み

(1) 職員のコンプライアンス意識

①コンプライアンス研修の実施

石巻市では、公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するため「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」(資料 5) を制定し、実施してまいりましたが、今回の事件やアンケート調査の結果、職員として遵守すべき法律や服務規程など、改めて確認する必要性を感じた。

そのため、継続的に研修会を実施し職員全体の意識の向上を図るとともに、業務における情報管理の遵守事項など定期的なフォローアップを実施する。

②官製談合防止に関する研修の実施

今回の事件では、入札の不調防止やスムーズな施工管理、調整のために価格の漏洩を行っていたことが当事者からの聞き取り結果から確認することができた。

しかし、仮にそうであったとしても違法行為の免罪符とはならず、公共工事に関連する違法行為と罪を犯した場合の分限懲戒処分等を周知・理解する必要があることから、工事関連職員・契約事務担当職員に向けた研修会を実施する。

③石巻市職員倫理規程の周知

「石巻市職員倫理規程」(資料 6) を全職員に改めて周知徹底することで、市民から信頼される職員となるよう規範遵守の意識を高めるとともに、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する。

(2) 公益通報制度

①公益通報制度の周知・活用・運用

今回の事件やアンケート調査結果から公益通報制度(内部通報制度)が全く活用されていなかった。

違法行為が行われる、又は行われようとしているときに、見聞きした職員が匿名での通報や外部受付窓口への通報など、通報しやすい環境を提供できるように現行制度の全面的な見直しを行い、全職員への周知を図る。

(3) 入札・契約制度の適正化・透明化

①入札・契約制度に関する研修の実施

現在の入札・契約制度は、当事者からの聞き取り結果や事業課へのアンケート結果から特に問題はないとの回答を得ている。

一方で、アンケート調査結果においては入札契約制度の通知、要綱等への理解がされないまま業務を進めている状況も確認できたことから、十分な知識が無いまま業務を行う事で、不適切な事務処理を行ってしまうリスクも存在するため、入札制度に関する研修会の実施をすることで、理解を進め適切な事務処理を図る。

②予定価格の事前公表

国や自治体が工事の設計金額の積算に用いる積算標準単価や積算方法は公表されており、また、最低制限価格の算出方法も、本市をはじめとする多くの自治体等で中央公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)モデルを参考に設定して公表しており、積算システムの導入等により、積算能力が高い業者であれば、予定価格や最低制限価格を高い精度で算出することが可能な状況であるが、入札に係るこれらの秘匿情報を不正に入手しようとする働きかけによる官製談合事件は、他の自治体等でも発生している。

国では、適正価格での発注による工事の品質確保のため、事前公表の見直しについて、指導を強化しているが、事前公表が予定価格等の漏洩を防ぐ有効な手段の一つとして考えられ、他の自治体においても採用されている。

そのため予定価格の公表は、今回の事件の動機の一つでもある「入札不調」になりにくい効果もあることから1,000万円以上の建設工事等を対象に暫定的に予定価格の事前公表を実施する。但し、見直しについては定期的に検討することとする。

③総合評価落札方式の拡大

総合評価落札方式は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた業者を決定することができる入札手法である。本市では予定価格が7,500万円以上の工事である一定の条件を満たす案件を対象として実施している。

また、総合評価落札方式による最低価格は調査基準価格となることで数値的判断基準を下回らない限り、競争入札でいう最低制限価格を下回った

場合でも価格点として算定されるため、競争性の確保が図られる。

このようなことから、予定価格を5,000万円以上の工事に拡充することで、今まで以上に業者の価格と技術力が評価される工事が期待でき、予定価格等を不正に入手する行為の抑止効果が期待できる。

また、現在実施している特別簡易型の総合評価方式の入札は、市町村での導入促進を目的に創設されたものではあるが、今回の事件を受け他自治体の状況を調査しながら、簡易型の採用についても検討していく。

※特別簡易型は企業の施工実績や工事成績、地元貢献などを点数化して評価し落札者を決定するものですが、簡易型はこれに業者から施工計画などの提案を評価に加えて落札者を決定する方式です。

④入札監視委員会の設置

今回の事件及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図り、入札・契約内容の監視体制強化を目的に、外部有識者による入札監視委員会を設置する。

(4) 職場環境の改善

①職場環境の改善

事件の経緯にもあった「上司と部下の関係」については、相談しにくい、意見しにくいという状況があったことから、「風通しの良い職場環境づくり」のために、職員同士が信頼関係を持ち、「報告・連絡・相談」による職場内の連携強化、活発なコミュニケーションによる業務効率アップやお互いに支えあえる職場環境を進めるために、全職員が意識して取り組めるよう、人事評価面談時やOJT、研修などの機会を捉え、周知と理解浸透を図る。

②事務の効率化と業務改善

庁内の事務事業について、事務処理マニュアルや業務手順書、業務フロー図の作成が一部の部署において行われていなかった。

これまで全部署に対し、作成するよう周知を行ってきたが、不適切な事務処理を未然に防止するためにも効率的な事務処理マニュアルなどの整備が重要であることから、作成について改めて全部署に周知し、作成後の事務検証についても実施する。

- 1) 設計書等の保管に関する共通のマニュアルに基づき、常に所属長が管理する体制を構築する。
- 2) 業者との打ち合わせは担当者1人で対応しないことや、人目につきにくい場所では行わないなど、打ち合わせ環境の明確化を図る。
- 3) 建設工事等への週休二日制の導入など、工期の適正な管理がこれまで以上に必要となることから、適切な予算計上時期と発注時期を設定する。

1 0 外部有識者意見聴取結果

令和6年11月15日に開催された第4回石巻市官製談合再発防止対策検討委員会に3名の外部有識者の方に出席いただき、意見聴取しました。

外部有識者から、今回取りまとめた「再発防止対策報告書（案）」に対して、研修後の対応や職場環境、入札制度などについて意見がありましたが、「再発防止対策報告書（案）」については特に修正の必要はないとの意見でありました。

なお、外部有識者からの意見は次のとおりです。

- (1) 各研修の実施は必要な事項であり、研修制度は非常に有効に役立つ内容である。ただし、研修を実施していく上で、研修内容を多忙な職員がその業務をすすめる中で、効率的に浸透させていく方法など内容を検討し、実施していただきたい。
- (2) 公益通報制度について、匿名での通報や外部通報機関の設置により、職員や外部の方が通報しやすい制度へ改正されることは理解できる。ただし、他機関において、外部通報機関への通報内容の7～8割が無益情報となる誹謗中傷の類であるとの報告もあることから、有益情報と無益情報の取り扱いについてしっかりと検討し、運用していただきたい。
- (3) 職場環境については、多忙な業務の中で、既に作成されているマニュアル等の存在が共有されていない等の状態も懸念されるため、各業務に関するマニュアル等の整備などについては、DX化やデータベース化を進めていただき、業務の効率性と実行性を高めていただきたい。
- (4) 「風通しの良い職場環境」について、基本的に、業務は個人で解決する内容で無い事から、課内で効率よく業務を進めて行けるよう他の事例等を参考にしながら進めていただきたい。
- (5) 総合評価落札方式の拡大については、施工提案などその内容評価について、職員の技術的な所見や知見が必要となることから、職員の育成についても併せて取り組んでいただきたい。

1 1 再発防止対策の確実な実行と効果検証

再発防止対策の実施にあたって、職員一人ひとりが石巻市職員としての自覚のもと、一過性のものとせず、継続的に実施していくことが重要である。

二度と不祥事を起こさないために、それぞれの再発防止対策が確実に実施されていることを定期的に点検・検証するとともに、一定期間経過後はコンプライアンス関連の職員アンケート調査や意識調査を行うなど、再発防止に取り組んでいく。